

競 技 注 意 事 項

- 1 本大会は、2020年度日本陸上競技連盟規則および本大会要項に従って行う。
また、新型コロナウイルス感染症対策については、札幌市中学校体育連盟 陸上競技専門委員会『新型コロナウイルス感染拡大予防競技会運営・参加の各チェックリスト』に準じて行う。

2 競技者の招集について

- (1) 選手招集場所は、全種目において現地（スタート地点・各競技場所）集合とし、現地での点呼をもって招集完了とする。
(2) 招集開始時刻および招集完了時刻は、全てその競技の開始時刻を基準として下記の通りとする。

種 目	招集開始時刻	招集完了時刻
トラック競技	15分前	10分前
フィールド競技	30分前	15分前

(3) 招集方法

- ア 競技者は、出場種目の招集開始時刻に、現地（スタート地点・各競技場所）でアスリートビブス（ナンバーカード）を競技者係に示し、種目名・組・レーンのチェックを受ける。
イ 他種目と兼ねて出場する競技者については、招集は本人のみで、代理人による招集は認めない。ただし、事前にその旨を競技者係及びフィールド審判員に申し出て、競技に参加すること。
ウ 招集完了時刻に遅れた競技者は、当該競技種目を棄権したものとみなす。

3 トラック競技について

- (1) トラック競技の出場者は、自校で用意した腰ナンバーカードをユニフォームの右腰や後ろにつける。男女1000m、男女2000mに出場する者で10レーン以降の選手は、招集時に渡されたシールタイプの腰ナンバー標識を使用する。（腰ナンバー標識を忘れた選手も同様とする。）
(2) 事故防止のため、短距離ではフィニッシュ後も自分のレーン（曲走路）を走る。
(3) 本大会のスタートについては、第162条5を適用せず、不適切行為を注意にとどめる。但し、不適切行為が繰り返し行われる等、悪質なものは、第125条5および第145条2を適用し、失格とする。

4 その他

- (1) 当日の競技場開門時間は7:00、場所は100mスタート後方地点ゲートのみとする。競技場開放とテント設営開始時間は7:15からとする。それまではテントの設営や競技場内でのウォーミングアップはできない。入場後は、必ず手洗いや手指消毒を行い、体調管理チェックシートを回収する。回収したものは、各チームの引率者が受付時に本部に提出する。
(2) 本大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から無観客で実施します。また、競技場内外の出入りについては、朝は100mスタート後方ゲート1か所のみとし、競技開始後は、100mゴール後方ゲートも開放します。
(3) 受付および参加費の納入は、7:00から正面スタンド下大会本部で行う。
(4) ウォーミングアップは、基本的に個別で行い、安全に留意させること。（7:15~8:30まで開放する。）
※競技場で運動中にマスクを着用する必要はありません。しかし、運動が終わった地点でマスクを着用すること。また、マスクをはずした状態での近距離での会話や大声での発声は避けること。
(5) 役員打ち合わせは、8:00から本部前で行い、その後、パート打ち合わせを行う。
(6) 自分のゴミは、持ち帰ること。（ペットボトルや缶も必ず持ち帰ること。ゴミ箱は使用できない。）
(7) スタート・フィニッシュ付近では、静かにする。
(8) 競技開始までに欠場することが決まっている選手については、円滑な競技運営のために、事前に『棄権届』を大会総務に提出してください。
(9) 競技の進行上、競技開始時刻などに変更が出る場合もあるので、放送を聞きもらさぬように注意すること。なお、結果については、放送、掲示ともに行いません。
(10) 競技場に練習用の個人器具を持ち込むことは禁止する。

- (11) 主競技場のメインスタンド、メインスタンド裏はテントの設置は禁止とする。テント等を設置する場合は、サイドまたはバックスタンドは可とするが、風で飛ばされたりしないよう十分注意すること。(雨天などで対応が必要な場合は、当日指示します。)
- (12) 競技場に商品名のついた衣類やバッグ類等を持ち込む場合、「競技会における広告および展示物に関する規程」を遵守すること。競技役員から指摘・指導された場合は、その指示に従い、必ずテープ等を貼って隠すこと。
- (13) 競技中の事故については、主催者で応急処置をするが、以後の責任は負わない。
- (14) 盗難防止のため、貴重品は各自で保管する。
- (15) 大会主催者は競技会に関わる全ての人の感染に対するいかなる責任を負わない。
- (16) 競技運営目的以外に感染症予防対策として個人情報を取得することがあります。また、大会主催者が保健所・医療機関等の第三者へ情報を提供することがありますので、大会参加と併せて同意とします。取得した個人情報は大会後少なくとも1カ月以上とします。保管期間を過ぎた当該情報は、適正かつ速やかに廃棄を行うとともに、廃棄した証を保管します。